

2023年9月29日

教職員各位

事務局長

マイカーによるガソリン単価について

通勤手当及び公共交通機関のない場合等やむを得ずマイカーを利用する場合は、ガソリン1リッターにつき8km走行とし、下記のガソリン単価を乗じて算出するものとします。

記

ガソリン単価1km当たり24円（改定あり）

適用期間：2023年10月1日～2024年3月31日

<計算根拠>

1. 経済産業省 資源エネルギー庁のレギュラーガソリン価格の統計を基礎とし、適用期間前半年間の全国平均額（174.4円）を算出。
(https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html)
2. 1の額に、1リッター当りの車両維持費等加算額10円を加算し、8で除した額（小数点以下切上げ）を1km当たりの単価とした。

※ ガソリン単価は半年毎に見直します。

※ 過去6ヶ月の1リッター当たりの平均額が、直近1ヶ月の平均額より低く、かつ、その差が10円より多く生じた場合は、10円以内となるよう調整します。

以上